

株 主 各 位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

株式会社 JBイレブン
代表取締役社長 新 美 司

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県大府市明成町一丁目330番地
大府市勤労文化会館（愛三文化会館）1階くちなしホール
（会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

- 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

◎懇親試食会につきましては、感染拡大防止の観点から中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの更なる感染拡大が懸念されています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。なお、株主総会会場にご来場されましても、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いた

きますようお願い申し上げます。

- ◎ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方のご出席については十分にご検討ください。体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど宜しくようお願い申し上げます。株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法がございますので、是非、そちらをご利用ください。
- ◎当日当社役員は、マスクを着用させていただいています。ご来場の株主様におかれましても、アルコール消毒液の利用とマスクの着用にご協力をお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の内容につきましては、株主の皆様へ早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jb11.co.jp/>) に開示しました。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、上記当社のウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知の添付書類には記載していません。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月27日（月曜日）午前10時

**場所** 愛知県大府市明成町一丁目330番地  
大府市勤労文化会館（愛三文化会館）1階  
くちなしホール

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月24日（金曜日）午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月24日（金曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2022年6月24日（金）午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

## インターネット議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間9：00～21：00）

## (添付書類)

# 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業経過および成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の経済概況は、各国でウィズコロナの社会活動再開が進む中、サプライチェーンの混乱やインフレ加速がみられ、期間の終わりには、ロシアによるウクライナ侵攻、中国での都市封鎖、および急激な円安等の悪影響が浮上しました。

国内消費は、コロナ禍第4波から第6波が断続し、インフレ傾向による消費の手控えが時を追うごとに拡大しました。

外食産業全般では、緊急事態宣言等による営業制限が波状継続する中、テイクアウトに強い業態が躍進し、行政からの協力金等により黒字転換する企業が多くみられ、また、パート・アルバイトの未充足等の問題が顕在化しました。

このような環境下で当社グループは、当連結会計年度の2021年9月に会社設立40周年を、同年12月には創業50周年の節目を迎え、コロナ禍という大変難しい環境の中、資本・資金面の強化策として、2021年1月に発行した行使価額修正条項付新株予約権による資本増強を引き続き推進しつつ、7月には日本政策投資銀行より資本金劣後ローンによる500百万円の資金調達を図りました。

当連結会計年度の出退店等としては、出店26店舗（愛知県18店舗、岐阜県4店舗、三重県3店舗、大阪府1店舗）、フランチャイズ店から直営店へ切り換え1店舗、リロケーション1店舗、業態転換3店舗、および改装9店舗を実施する一方で、3店舗（愛知県2店舗、岡山県1店舗）の退店をしました。

以上の結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は112店舗（直営店107店舗、フランチャイズ店5店舗、前年同期比23店舗の増加）となり、それらの内訳は下表の通りです。なお、当連結会計年度の第1四半期より、従来は「ラーメン部門」内に表記していた「一刻魁堂」のフランチャイズ店について、「その他部門」に表記するよう変更しています。

(単位：店舗)

| 部門／業態                  | 当連結会計年度末<br>店舗数 | 前期末比 | 関東<br>地区 | 東海<br>地区 | 関西<br>地区 | 中国<br>地区 | 九州<br>地区 |
|------------------------|-----------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合 計                    | 112             | +23  | 8        | 91       | 6        | 4        | 3        |
| ラーメン部門 小計              | 54              | +1   | 3        | 50       | —        | 1        | —        |
| 一刻魁堂                   | 45              | +2   | 3        | 41       | —        | 1        | —        |
| 有楽家                    | 6               | +2   | —        | 6        | —        | —        | —        |
| 桶狭間タンメン                | 2               | —3   | —        | 2        | —        | —        | —        |
| ロンフーエアキッチン             | 1               | ±0   | —        | 1        | —        | —        | —        |
| 中華部門 小計                | 20              | —1   | 1        | 8        | 5        | 3        | 3        |
| ロンフーダイニング              | 15              | —1   | 1        | 4        | 5        | 2        | 3        |
| ロンフーピストロ               | 3               | ±0   | —        | 2        | —        | 1        | —        |
| ロンフーパティオ               | 1               | ±0   | —        | 1        | —        | —        | —        |
| ロンフーキッチン加木屋中華          | 1               | ±0   | —        | 1        | —        | —        | —        |
| その他部門 小計               | 38              | +23  | 4        | 33       | 1        | —        | —        |
| コメダ珈琲店                 | 8               | ±0   | 4        | 4        | —        | —        | —        |
| ドン・キホーテ                | 2               | —1   | —        | 2        | —        | —        | —        |
| ドンキカフェ                 | 1               | +1   | —        | 1        | —        | —        | —        |
| 一刻魁堂（フランチャイズ店）         | 3               | —1   | —        | 3        | —        | —        | —        |
| 50年餃子（フランチャイズ店）        | 2               | +2   | —        | 1        | 1        | —        | —        |
| 50年餃子                  | 21              | +21  | —        | 21       | —        | —        | —        |
| 桶狭間フーズ株式会社<br>生ギョーザ直売所 | 1               | +1   | —        | 1        | —        | —        | —        |

レストラン事業では、行政要請により断続的に営業時間短縮や酒類提供の自粛等を余儀なくされる中、テイクアウトやデリバリーサービス等にも注力しつつ、主力のラーメン・中華業態ではブランドポートフォリオ戦略を進め、業態の創造と適切な転換、着実な店舗リニューアル投資と並行した商品力・サービス力の磨き上げを推進しました。また、全レストラン業態において、店舗組織力の向上を図り、顧客満足と労働生産性の向上を進めました。

これらの結果、レストラン事業では、前年同期間の売上高も低かったこ

とにより、直営店の既存店売上高は前年同期比101.2%となりました。

一方で、小売店舗として生ギョーザ等の販売店「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」の新規出店に続き、無人ギョーザ販売所「50年餃子」を新規開発し、直営店の他、フランチャイズ店の展開も進め、6月の1号店から当連結会計年度末までの10か月間に23店舗（直営店21店舗、フランチャイズ店2店舗）の急速出店を進め、アフターコロナを見据えた製造食材の販売事業を強化し中食市場に参入しました。

原価面では、営業自粛によるロス増大の他、フランチャイズ事業および製造食材の販売事業拡大に伴う原価構造の変化も引き続き、売上原価率30.4%と同0.8ポイント悪化しました。

販売費及び一般管理費面では、経費節減に努めつつ、来るアフターコロナの営業正常化に向けた人材採用・教育に尽力するとともに、12月には全パート・アルバイトに対して、一人当たり1～3万円のコロナ禍対応協力金を支給しました。また、行政要請により店舗営業休止した期間に対する正社員人件費、固定資産の減価償却費・リース料、および不動産賃借料等の固定費の一部を特別損失へと振替計上した結果、その売上高に占める割合は71.7%となり、同0.1ポイントの改善となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は6,099百万円（前年同期比2.0%の増収）となりました。

利益面では、営業損失131百万円（前年同期は営業損失87百万円）、経常損失128百万円（同経常損失84百万円）となりました。

また、コロナ禍に関連した行政からの給付金等1,102百万円を特別利益に計上する一方、総額364百万円を特別損失に計上しました。その内訳は、臨時休業等による損失205百万円、将来の投資回収が見込めない8店舗の資産価値を減じたことおよび3店舗の退店を決定したこと等による減損損失140百万円、ならびに業態転換・改装等に伴う固定資産除却損等18百万円となっています。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は297百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失386百万円）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

なお、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間より「ラーメン部門」および「中華部門」は、当社の直営レストラン店舗のみを含めるものとし、フランチャイズ事業でのレストラン店舗に関しては「その他部門」に含めています。

(ラーメン部門)

当部門の業態は、「一刻魁堂」、前連結会計年度末に店舗の屋号(業態名)を統一した横浜家系ラーメン業態の「有楽家」、「桶狭間タンメン」、および「ロンフーエアキッチン」です。

当連結会計年度の新規出店は、「一刻魁堂」1店舗(松阪店)および「有楽家」1店舗(岡崎宇頭店)で、業態転換は、鈴鹿店を「桶狭間タンメン」から「一刻魁堂」へ、および共和店を「桶狭間タンメン」から「有楽家」への2店舗でした。また、「一刻魁堂」1店舗(アピタ長久手店)をリロケーションした他、一刻魁堂1店舗(可児店)をフランチャイズ店から直営店に切り換えました。改装は、「一刻魁堂」6店舗(豊田南店・アピタタウン稲沢店・尾張旭店・一宮千秋店・豊田インター店・弥富店)、および「有楽家」1店舗(片場店)でした。退店は、「一刻魁堂」1店舗(イオンモール岡崎店)、「桶狭間タンメン」1店舗(小牧店)でした。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は54店舗(前連結会計年度末比1店舗の増加)となり、その内訳等は前掲の表の通りです。

ラーメン部門の内「一刻魁堂」および「桶狭間タンメン」は、郊外型および近隣商圈型ショッピングセンター内立地の店舗が大半であり、またランチタイムを主力としていることから、コロナ禍の影響は比較的弱めに推移しましたが、深夜帯にも売上が伸びる「有楽家」は影響が大きく、また航空需要に直結している「ロンフーエアキッチン」は壊滅的な影響が継続しました。

「一刻魁堂」および「桶狭間タンメン」は、店舗オペレーション力の向上を図るとともに、共通の広告宣伝によるブランド浸透策を推進しましたが、「桶狭間タンメン」は業態力の再構築を図るべく店舗規模を縮小する結果となりました。また、商品力・サービス力・店舗デザイン等での業態差別化策の効果がみられる「有楽家」においては着実に出店を進め、併せて組織力・オペレーション力の向上を図りました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、前年同期比98.0%となり、客数は同97.6%となりました。

また、新店等を含めた部門合計の売上高は3,579百万円(前年同期比4.2%の減収)となり、連結売上高全体に占める割合は58.7%(同3.8ポイントの減少)となりました。



#### (中華部門)

当部門の業態は、「ロンフーダイニング」、その派生業態である「ロンフービストロ」および「ロンフーパティオ」、ならびに郊外型の「ロンフーキッチン加木屋中華」です。

当連結会計年度は、当部門で「ロンフーダイニング」1店舗（イオンモール岡山店）を契約期間満了に伴い退店しました。

この結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は20店舗（前連結会計年度末比1店舗減少）となり、その内訳等は前掲の表の通りです。

中華部門の店舗は、「ロンフーキッチン加木屋中華」を除く19店舗が大商圏型ショッピングセンターおよび駅ビル内立地の店舗であり、加えて飲酒の利用動機が高い店舗も多く、コロナ禍の影響を全面的に受け大変厳しい状態が継続しました。対策として、一時的な限定メニューでの営業や、引き続きデリバリーサービスやテイクアウトの強化等も進めましたが、従来の売上高をカバーするまでには至りませんでした。当部門で唯一郊外型立地の「ロンフーキッチン加木屋中華」では、メニューの改善やオペレーション安定に注力するとともに、テイクアウト、デリバリーサービスおよび自社デリバリーの強化拡大を図り、一定の成果が見られました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、前年同期のコロナ禍による営業休止の反動もあり、前年同期比107.3%となり、客数は同104.0%となりました。

また、部門合計の売上高は1,295百万円（前年同期比6.7%の増収）となり、連結売上高全体に占める割合に関しても同様の反動があり21.2%（同0.9ポイントの増加）となりました。

#### (その他部門)

当部門は、ラーメン・中華以外の直営店レストラン事業として、当社グループがフランチャイジーとして運営する喫茶店の「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」およびその進化業態として当連結会計年度に新規開発した「ドンキカフェ」、当社のフランチャイズ事業として「一刻魁堂」および「50年餃子」におけるフランチャイジーからの収益、ならびに製造食材の販売事業により構成されています。

グループ戦略として当部門の拡大を推進した結果、当連結会計年度の当部門の新規出店は24店舗となり、その内訳は、直営店の小売店舗「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」1店舗(藤ヶ丘effe店)、同無人小売店舗の「50年餃子」21店舗(東海加木屋店・西尾米津店・豊田福受店・刈谷一ツ木店・大府共和インター店・東浦生路店・安城百石店・西尾今川店・あま蜂須賀店・弥富国道1号店・羽島足近店・大垣大垣インター南店・各務原いちょう通り店・垂井国道21号店・春日井松河戸店・清須一場店・朝日国道1号店・松阪宮町店・中区新栄店・安城今池店・岡崎石工団地店)、同フランチャイズ店2店舗(枚方山之上店・田原赤石店)となりました。また、あんかけスパゲティの専門性をより強化した進化業態としてあんかけスパ屋「ドンキカフェ」を開発し、「ドン・キホーテ」1店舗(中川篠原店)を業態転換した他、改装を「コメダ珈琲店」1店舗(ららぽーと富士見店)および「50年餃子」1店舗(大府共和インター店)で実施し、「一刻魁堂」1店舗(可児店)をフランチャイズ店から直営店へ切り換えました。

以上の結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は38店舗(前連結会計年度末比23店舗の増加)となり、中華部門の店舗数を上回って大幅増加し、その内訳等は前掲の表の通りです。

コロナ禍の影響が軽微な「コメダ珈琲店」、「ドン・キホーテ」および「ドンキカフェ」の当連結会計年度の売上高は、前年同期比105.9%(全11店舗とも既存店)となりました。

また、フランチャイズ事業収入は、フランチャイズ店が「一刻魁堂」で1店舗減少しましたが、期間の終わり頃に「50年餃子」で2店舗増加した結果、同162.6%に拡大しました。

製造食材の販売事業は、コロナ禍の影響を受け、引き続き外食他社への販売等の卸売り分野は低迷しましたが、小売分野では22店舗の急速出店を進めたことにより、売上高が同349.0%と大幅に伸長しました。

以上の結果、当部門合計の売上高は1,224百万円(前年同期比18.9%の増収)となり、連結売上高全体に占める割合は20.1%(同2.9ポイントの増加)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は328百万円で、その主なものは次のとおりです。

### (a) 当連結会計年度中の新規出店 (26店舗)

#### ラーメン部門

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| J B レストラン株式会社 | 一刻魁堂<br>松阪店<br>有楽家<br>岡崎宇頭店 |
|---------------|-----------------------------|

#### その他部門

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桶狭間フーズ株式会社 | 50年餃子<br>垂井国道21号店<br>大垣大垣インター南店<br>各務原いちょう通り店<br>羽島足近店<br>中区新栄店<br>弥富国道1号店<br>あま蜂須賀店<br>清須一場店<br>春日井松河戸店<br>東海加木屋店<br>大府共和インター店<br>豊田福受店<br>岡崎石工団地店<br>安城百石店<br>安城今池店<br>西尾今川店<br>西尾米津店<br>刈谷一ツ木店<br>東浦生路店<br>松阪宮町店<br>朝日国道1号店<br>桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所<br>藤が丘effe店 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (b) 当連結会計年度中の業態転換店 (3店舗)

#### ラーメン部門

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| J B レストラン株式会社 | 有楽家<br>共和店<br>一刻魁堂 |
|---------------|--------------------|



⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                                                     | 第 38 期<br>(2019年3月期) | 第 39 期<br>(2020年3月期) | 第 40 期<br>(2021年3月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|---------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                               | 7,272,619            | 7,436,537            | 5,978,708            | 6,099,246                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>又は親会社株主に(千円)<br>帰属する<br>当期純損失(△) | 36,690               | △83,622              | △386,805             | 297,813                           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期(円)<br>純損失(△)                    | 5.21                 | △11.31               | △52.05               | 39.17                             |
| 総 資 産(千円)                                               | 4,590,593            | 4,791,851            | 5,332,764            | 5,732,298                         |
| 純 資 産(千円)                                               | 946,923              | 1,128,552            | 783,586              | 1,265,562                         |
| 1株当たり純資産額(円)                                            | 134.28               | 151.79               | 104.12               | 163.03                            |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                                  | 第 38 期<br>(2019年3月期) | 第 39 期<br>(2020年3月期) | 第 40 期<br>(2021年3月期) | 第 41 期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|--------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                            | 1,679,078            | 1,649,229            | 1,396,296            | 1,378,233                       |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△)(千円)          | 61,953               | △105,634             | △317,988             | 89,823                          |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期(円)<br>純損失(△) | 8.80                 | △14.28               | △42.79               | 11.81                           |
| 総 資 産(千円)                            | 4,415,442            | 4,535,231            | 4,738,506            | 5,081,822                       |
| 純 資 産(千円)                            | 1,035,831            | 1,195,712            | 919,316              | 1,193,321                       |
| 1株当たり純資産額(円)                         | 146.91               | 160.84               | 122.27               | 153.70                          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容            |
|---------------|----------|----------|--------------------|
| J B レストラン株式会社 | 8,000千円  | 100.0%   | 飲食店の店舗運営           |
| 株式会社ハートフルワーク  | 8,000千円  | 100.0%   | コメダ珈琲店フランチャイズ店舗の運営 |
| 株式会社ハットリフーズ   | 10,000千円 | 100.0%   | 飲食店の店舗運営           |
| 桶狭間フーズ株式会社    | 8,000千円  | 100.0%   | 食材の製造販売および小売店の店舗運営 |

#### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経済動向は、各国の経済活動の正常化が期待されるものの、インフレ傾向が益々鮮明となる中、ロシアのウクライナ侵攻による様々な方面への影響、中国のゼロコロナ政策等による経済混乱は避けられず、国内では、短期のインバウンド回復は期待できず、ウィズコロナの正常化に一定期間を要すものと考えられ、サービス消費等は引き続き低迷が予測されます。

外食産業においては、顧客のコロナ禍で変化をきたした生活様式や、インフレに対する生活防衛意識により、新たな厳しい環境へと転化していくものと予測されます。

このような状況下で当社グループは、目下の状況変化に即時対応を図りつつ、中長期的観点では、引き続き、収益力の向上、規模の拡大、および財務体質の改善を図るため、内部体制の充実を伴った着実な成長を基本とし、以下の諸施策を推進します。

第一に、経営理念を経営の中心に据え、全社一丸で「考え」「意思決定し」「実践する」組織力を構築する。

第二に、サステイナビリティ（継続性・永続性）およびESG（環境・社会・企業統治）課題に則した経営判断を実践する。

第三に、DX（デジタルトランスフォーメーション）を躊躇することなく推進し、顧客体験・業務体質を転換する。

第四に、「ニッポンの美味しさ・楽しさを提供する企業グループ」へと脱皮し、規模の拡大・利益体質の転換を図る。

第五に、ラーメン・中華事業のブランドポートフォリオ戦略を推進し、差別化と着実な投資によって、成長性を担保する。

第六に、戦略的に人事労務レベルの底上げを図り、現在および将来の質量ともに組織の充実を図る。

第七に、管理体系を一から再構築し、更なる成長を支える体制を準備する。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン・中華料理飲食店の直営店の経営、および「その他部門」として、フランチャイズ事業、当社グループがフランチャイジーとして運営する喫茶店の「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」「ドンキカフェ」、食材の直営販売店「50年餃子」「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」、ならびに食材等の外部販売により構成されています。

| 事業区分   | 業態区分                                                                        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ラーメン部門 | 「一刻魁堂」、「有楽家」、「桶狭間タンメン」、「ロンフーエアキッチン」                                         |
| 中華部門   | 「ロンフーダイニング」、「ロンフービストロ」、「ロンフーパティオ」、「ロンフーキッチン加木屋中華」                           |
| その他部門  | 「コメダ珈琲店」、「ドン・キホーテ」、「ドンキカフェ」、「50年餃子」、「桶狭間フーズ株式会社生ギョーザ直売所」、フランチャイズ事業、食材等の外部販売 |



(6) 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

② J B レストラン株式会社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営 業 店 舗

| 業態別           | 店舗数 | 都道府県別                                                       |
|---------------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 一刻魁堂          | 45  | 埼玉県1店 千葉県1店 神奈川県1店<br>岐阜県8店 静岡県3店 愛知県25店<br>三重県5店 広島県1店     |
| 有楽家           | 6   | 愛知県5店 三重県1店                                                 |
| 桶狭間タンメン       | 2   | 岐阜県1店 愛知県1店                                                 |
| ロンフーエアキッチン    | 1   | 愛知県1店                                                       |
| ロンフーダイニング     | 15  | 東京都1店 静岡県1店 愛知県3店<br>滋賀県1店 大阪府2店 兵庫県1店<br>奈良県1店 広島県2店 福岡県3店 |
| ロンフービストロ      | 3   | 愛知県2店 広島県1店                                                 |
| ロンフーパーティオ     | 1   | 愛知県1店                                                       |
| ロンフーキッチン加木屋中華 | 1   | 愛知県1店                                                       |

③ 株式会社ハートフルワーク

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営 業 店 舗

| 業態別    | 店舗数 | 都道府県別             |
|--------|-----|-------------------|
| コメダ珈琲店 | 8   | 埼玉県2店 東京都2店 静岡県4店 |

④ 株式会社ハットリフーズ

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地  
 営 業 店 舗

| 業態別     | 店舗数 | 都道府県別 |
|---------|-----|-------|
| ドン・キホーテ | 2   | 愛知県2店 |
| ドンキカフェ  | 1   | 愛知県1店 |

⑤ 桶狭間フーズ株式会社

本 社 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地  
 名古屋センター 名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地  
 有 松 工 場 名古屋市緑区野末町405番地  
 営 業 店 舗

| 業態別                    | 店舗数 | 都道府県別              |
|------------------------|-----|--------------------|
| 50年餃子                  | 21  | 岐阜県4店 愛知県15店 三重県2店 |
| 桶狭間フーズ株式会社<br>生ギョーザ直売所 | 1   | 愛知県1店              |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数      | 前期末比増減 |
|-----------|--------|
| 180(606)名 | 14(1)名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は( )内に年間の平均人員を外数(1日8時間換算人数)で記載しています。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前期末比増減 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|
| 20(11)名 | ▲2(1)名 | 8.9年   |

(注) 1. 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除いております。)であり、パート・アルバイト等は( )内に年間の平均人員を外数(1日8時間換算人数)で記載しています。

2. 平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 629,278千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 500,000千円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 500,000千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 314,030千円 |
| 株式会社十六銀行     | 204,463千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況 (2022年3月31日現在)

### (1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 14,560,000株

② 発行済株式の総数 7,755,400株 (自己株式11,250株を含む)

(注) 第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)が行使されたことに伴い255,300株、および譲渡制限付株式報酬として9,300株の新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は264,600株増加しています。

③ 株主数 6,546名

### ④ 大株主(上位10名)

| 株主名               | 持株数      | 持株比率  |
|-------------------|----------|-------|
| 十一番株式会社           | 580,000株 | 7.49% |
| 株式会社グルメ杵屋         | 473,200株 | 6.11% |
| 椋本充士              | 397,200株 | 5.13% |
| 尾家産業株式会社          | 353,600株 | 4.57% |
| アリアケジャパン株式会社      | 347,600株 | 4.49% |
| 新美司               | 270,800株 | 3.50% |
| サッポロビール株式会社       | 258,000株 | 3.33% |
| N I Mホールディングス有限公司 | 250,008株 | 3.23% |
| 株式会社折兼            | 184,000株 | 2.38% |
| 北沢産業株式会社          | 176,000株 | 2.27% |

(注) 持株比率は自己株式(11,250株)を控除し、小数点第3位以下を四捨五入して計算しています。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|                              | 株式数    | 交付対象者数 |
|------------------------------|--------|--------|
| 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) | 7,700株 | 3名     |

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役 の 状 況 (2022年 3月31日 現在)

| 地 位                  | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                         |
|----------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 新 美 司     |                                                                       |
| 常務取締役                | 伊 藤 真 一   | 商品部・店舗開発部・教育訓練部<br>担当                                                 |
| 取 締 役                | 亀 岡 巧     | 経営企画部担当 経営企画部長<br>株式会社ハートフルワーク<br>代表取締役社長<br>J B レストラン株式会社取締役         |
| 社 外 取 締 役            | 稲 本 和 彦   | 株式会社グルメ杵屋執行役<br>株式会社グルメ杵屋レストラン<br>取締役副社長<br>株式会社老番亭本部取締役<br>株式会社雪村取締役 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 伊 藤 眞 一 郎 |                                                                       |
| 社 外 取 締 役<br>(監査等委員) | 木 村 元 泰   | 公認会計士・税理士<br>木村元泰会計事務所代表<br>株式会社グルメ杵屋社外取締役<br>富士精工株式会社監査役             |
| 社 外 取 締 役<br>(監査等委員) | 岩 瀬 余 止 秀 |                                                                       |
| 社 外 取 締 役<br>(監査等委員) | 榑 原 陽 子   | 株式会社マザーリーフ代表取締役<br>さくら社会保険労務士法人代表社員<br>一般社団法人CAネットワーク<br>常務理事         |

- (注) 1. 稲本和彦氏は、社外取締役です。
2. 木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榑原陽子氏は社外取締役(監査等委員)です。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために伊藤眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しています。
4. 当社は社外取締役(監査等委員である社外取締役も含む。)および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としています。
5. 社外取締役稲本和彦氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 社外取締役(監査等委員)木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榑原陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
7. 社外取締役(監査等委員)木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有してお

り、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

8. 取締役亀岡巧氏は、2022年4月1日をもって株式会社ハートフルワーク取締役および代表取締役社長を退任しています。
9. 取締役亀岡巧氏は、2022年4月1日をもってJ B レストラン株式会社代表取締役社長に就任しています。
10. 取締役亀岡巧氏は、2022年6月27日をもって当社取締役を退任予定です。
11. 社外取締役岩瀬余止秀氏は、2022年6月27日をもって当社取締役を退任予定です。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------------|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
|                         |                   | 基本報酬               | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役)        | 41,011<br>(784)   | 35,704<br>(784)    | 5,307<br>(-) | 4名<br>(1名)            |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 5,936<br>(2,912)  | 5,936<br>(2,912)   | -<br>(-)     | 4名<br>(3名)            |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 46,947<br>(3,696) | 41,640<br>(3,696)  | 5,307<br>(-) | 8名<br>(4名)            |

### ② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役の個人別報酬の方針および決定方法」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しています。

### ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。

また、2017年6月26日第36期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額(社外取締役および監査等委員を除く。)として年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。)の員数は3名です。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月27日第35期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。

#### ④ 取締役の個人別報酬の方針および決定方法

(取締役の個人別報酬の決定方法の概要等)

1. 取締役の報酬は、その範囲およびその限度額を株主総会において決議を受けた上で、個人別の取締役に對する具体的金額、支給の時期等につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定することとしています。
2. 取締役の報酬は、次の2つの報酬により構成されています。ただし、社外取締役は (a) (月次で支給する固定報酬の金銭報酬) に限るものとしています。
  - (a) 月次で支給する固定報酬の金銭報酬
  - (b) 年次で付与する譲渡制限付株式による非金銭報酬等 (取締役が当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資債権として払込み、取締役に對して当社の普通株式を付与するもの。以下同じ)
3. 取締役の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとしてその報酬水準を踏まえた上で、指名報酬委員会において検討を行うこととしています。

(月次で支給する固定報酬の決定の方法等)

4. 取締役の固定報酬は月額とし、取締役が選任された定時株主総会が開催された日が属する月の翌月より、翌年の定時株主総会が開催される日が属する月までの通常12か月を対象としています。その対象となる月の中で当該の取締役に取締役として在籍した月に対して当該月分をその翌月中に本人の銀行口座へ振り込むことにより、固定報酬を支払うものとしています。

ただし、臨時株主総会において選任された取締役に關しては、別途に当該の取締役に對する固定報酬の対象とする月を決定します。

5. 前項の取締役に對する固定報酬は、個人別の取締役に對しての役職に依りて決定し、その役職は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役 (常勤)、および取締役 (非常勤)、以上の各役職に對するものとしています。役職別の月額での具体的金額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定するものとしています。

(年次で付与する譲渡制限付株式の決定の方法等)

6. 取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ) に對する譲渡制限付株式の付与は、定時株主総会で選任された取締役に對して行うものとし、定時株主総会開催日から1ヶ月以内に開催される取締役会において決議し付与するものとしています。
7. 前項の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与は、当該の取締役会決議における付与の日が属する月の個別の取締役に對する固定報酬の月額に依りて決定されるものとし、その月額に對して同非金銭報酬を付与する倍率の決定は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定しています。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

|       | 取締役会（全13回開催） |      |
|-------|--------------|------|
|       | 出席回数         | 出席率  |
| 稲本和彦  | 13回          | 100% |
| 木村元泰  | 13回          | 100% |
| 岩瀬余止秀 | 13回          | 100% |
| 榊原陽子  | 12回          | 92%  |

- (注) 1. 社外取締役稲本和彦氏は、飲食業全般の豊富な経験から適宜発言を行っています。
2. 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
3. 社外取締役（監査等委員）岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
4. 社外取締役（監査等委員）榊原陽子氏は、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識と経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

|       | 監査等委員会（全13回開催） |      |
|-------|----------------|------|
|       | 出席回数           | 出席率  |
| 木村元泰  | 13回            | 100% |
| 岩瀬余止秀 | 13回            | 100% |
| 榊原陽子  | 12回            | 92%  |

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
2. 社外取締役（監査等委員）岩瀬余止秀氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
3. 社外取締役（監査等委員）榊原陽子氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。



② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋執行役、株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長、株式会社壺番亭本部取締役および株式会社雪村取締役です。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っています。当社とその他の兼職先との間に、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、株式会社グルメ杵屋社外取締役です。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っています。
- ・ 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務していますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）木村元泰氏は、富士精工株式会社監査役であります。当社と富士精工株式会社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）榎原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役、さくら社会保険労務士法人代表社員、および一般社団法人C Aネットワーク常務理事を兼務していますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 桜橋監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 11,400千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 11,400千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしています。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開、および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

一方で、コロナ禍の影響により、当連結会計年度は、行政からの時短協力金等の特別利益が大きく親会社株主に帰属する当期純利益297百万円を計上することとなりましたが、それ以前には2期連続の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しています。

つきましては、2022年3月10日付で開示しました「通期連結業績予想の修正および配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」に記載のとおり、コロナ禍における売上最大のための積極的な成長投資および将来における資金需要等を総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、当期の期末配当は見送らせていただきます。

また、次期の配当については、現時点では、国際情勢の動向、コロナ禍からの正常化等、業績に影響を与える未確定要因が多いことにより、当面は未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当については、2015年6月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流動資産      | 2,760,481 | 流動負債          | 1,804,817 |
| 現金及び預金    | 2,010,366 | 買掛金           | 221,421   |
| 売掛金       | 149,132   | 1年内返済予定の長期借入金 | 765,492   |
| 預入金       | 80,310    | リース債務         | 16,091    |
| 店舗食材料     | 20,980    | 未払金           | 69,956    |
| 仕込品       | 42,726    | 未払費用          | 325,529   |
| 原材料及び貯蔵品  | 22,828    | 未払法人税等        | 281,336   |
| 前払費用      | 72,617    | 未払消費税等        | 31,798    |
| 未収入金      | 352,846   | 預り金           | 23,164    |
| その他       | 10,415    | 前受収益          | 1,437     |
| 貸倒引当金     | △1,743    | 賞与引当金         | 45,680    |
| 固定資産      | 2,971,817 | その他           | 22,908    |
| 有形固定資産    | 2,038,531 | 固定負債          | 2,661,918 |
| 建物        | 1,173,059 | 長期借入金         | 2,323,914 |
| 構築物       | 72,333    | リース債務         | 23,828    |
| 機械及び装置    | 22,987    | 退職給付に係る負債     | 45,510    |
| 車両運搬具     | 2,176     | 資産除去債務        | 241,570   |
| 工具、器具及び備品 | 142,994   | 繰延税金負債        | 9,729     |
| 土地        | 578,530   | その他           | 17,365    |
| リース資産     | 29,325    | 負債合計          | 4,466,735 |
| 建設仮勘定     | 17,123    | 純 資 産 の 部     |           |
| 無形固定資産    | 52,389    | 株主資本          | 1,243,616 |
| のれん       | 32,333    | 資本金           | 927,902   |
| ソフトウェア    | 11,227    | 資本剰余金         | 154,120   |
| リース資産     | 3,160     | 利益剰余金         | 162,024   |
| 電話加入権     | 5,668     | 自己株式          | △430      |
| 投資その他の資産  | 880,896   | その他の包括利益累計額   | 18,918    |
| 投資有価証券    | 131,881   | その他有価証券評価差額金  | 18,918    |
| 出資金       | 40        | 新株予約権         | 3,027     |
| 長期前払費用    | 47,292    | 純資産合計         | 1,265,562 |
| 差入保証金     | 593,056   | 負債純資産合計       | 5,732,298 |
| 繰延税金資産    | 20,829    |               |           |
| その他       | 87,796    |               |           |
| 資産合計      | 5,732,298 |               |           |

# 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金         | 額         |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                         |           | 6,099,246 |
| 売 上 原 価                       |           | 1,856,750 |
| 売 上 総 利 益                     |           | 4,242,496 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |           | 4,374,390 |
| 営 業 損 失                       |           | 131,894   |
| 営 業 外 収 益                     |           |           |
| 受 取 利 息                       | 213       |           |
| 受 取 配 当 金                     | 139       |           |
| 賃 貸 不 動 産 収 入                 | 15,597    |           |
| 協 賛 金 収 入                     | 3,010     |           |
| 自 動 販 売 機 収 入                 | 4,853     |           |
| 保 険 差 益                       | 969       |           |
| 利 子 補 給 金                     | 4,876     |           |
| そ の 他                         | 14,897    | 44,558    |
| 営 業 外 費 用                     |           |           |
| 支 払 利 息                       | 21,568    |           |
| 賃 貸 不 動 産 費 用                 | 14,614    |           |
| そ の 他                         | 4,790     | 40,973    |
| 経 常 損 失                       |           | 128,309   |
| 特 別 利 益                       |           |           |
| 助 成 金 収 入                     | 1,102,935 | 1,102,935 |
| 特 別 損 失                       |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 17,631    |           |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 805       |           |
| 減 損 損 失                       | 140,537   |           |
| 臨 時 休 業 等 に よ る 損 失           | 205,977   | 364,952   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |           | 609,673   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 280,183   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 31,676    | 311,860   |
| 当 期 純 利 益                     |           | 297,813   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           | 297,813   |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>2,260,518</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,728,090</b> |
| 現金及び預金          | 1,358,518        | 1年内返済予定の長期借入金  | 765,492          |
| 売掛金             | 48,907           | リース債務          | 16,091           |
| 預入金             | 75,636           | 未払金            | 591,984          |
| 貯蔵品             | 556              | 未払費用           | 302,068          |
| 前払費用            | 53,651           | 未払法人税等         | 3,806            |
| 未収入金            | 684,885          | 未払消費税等         | 3,840            |
| 関係会社短期貸付金       | 30,300           | 預り金            | 16,322           |
| その他             | 9,805            | 前受収益           | 1,437            |
| 貸倒引当金           | △1,743           | 賞与引当金          | 5,819            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,821,303</b> | その他            | 21,227           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,884,290</b> | <b>固定負債</b>    | <b>2,160,410</b> |
| 建物              | 1,039,821        | 長期借入金          | 1,863,914        |
| 構築物             | 60,088           | 退職給付引当金        | 45,510           |
| 機械及び装置          | 20,158           | 資産除去債務         | 202,070          |
| 車両運搬具           | 2,176            | リース債務          | 23,828           |
| 工具、器具及び備品       | 137,566          | 繰延税金負債         | 7,721            |
| 土地              | 578,530          | その他            | 17,365           |
| リース資産           | 29,325           | <b>負債合計</b>    | <b>3,888,501</b> |
| 建設仮勘定           | 16,623           | <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>20,055</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>1,171,415</b> |
| ソフトウェア          | 11,227           | 資本金            | 927,902          |
| リース資産           | 3,160            | 資本剰余金          | 154,120          |
| 電話加入権           | 5,668            | 資本準備金          | 154,120          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>916,957</b>   | 利益剰余金          | 89,823           |
| 投資有価証券          | 128,859          | その他利益剰余金       | 89,823           |
| 関係会社株式          | 34,155           | 繰越利益剰余金        | 89,823           |
| 出資金             | 40               | <b>自己株式</b>    | <b>△430</b>      |
| 長期前払費用          | 46,071           | 評価・換算差額等       | 18,877           |
| 差入保証金           | 476,743          | その他有価証券評価差額金   | 18,877           |
| 関係会社長期貸付金       | 137,800          | <b>新株予約権</b>   | <b>3,027</b>     |
| その他             | 93,286           | <b>純資産合計</b>   | <b>1,193,321</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,081,822</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,081,822</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,378,233 |
| 売 上 原 価               |         | 136,677   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,241,556 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,252,840 |
| 営 業 損 失               |         | 11,284    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,698   |           |
| 受 取 配 当 金             | 300,080 |           |
| 賃 貸 不 動 産 収 入         | 15,597  |           |
| 協 賛 金 収 入             | 3,010   |           |
| 保 険 差 益               | 969     |           |
| そ の 他                 | 3,392   | 324,748   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 16,233  |           |
| 賃 貸 不 動 産 費 用         | 14,614  |           |
| そ の 他                 | 475     | 31,323    |
| 経 常 利 益               |         | 282,140   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 16,734  |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 805     |           |
| 減 損 損 失               | 129,091 | 146,631   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 135,509   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 302     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 45,383  | 45,685    |
| 当 期 純 利 益             |         | 89,823    |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社JBイレブン  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎太郎  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 椎 野 友 教  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会

計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社JBイレブン  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎太郎  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 友 教  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程

において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

### 株式会社 J B イレブン 監査等委員会

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| 常勤監査等委員 | 伊藤 眞一郎 | ㊟ |
| 監査等委員   | 木村 元泰  | ㊟ |
| 監査等委員   | 岩瀬 余止秀 | ㊟ |
| 監査等委員   | 榊原 陽子  | ㊟ |

(注) 監査等委員木村元泰、岩瀬余止秀および榊原陽子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役です。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、委任型執行役員制度の導入を決議しました。また、株主総会資料の電子提供制度に係る変更、および株主総会の招集に係る定款の一部変更を付議するものです。

### 1. 提案の理由

#### (1) 委任型執行役員制度の導入

当社は従前より従業員の身分を有した雇用型執行役員制度を導入していますが、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、経営に関する意思決定および監督機能と業務執行機能の分離を推進し、執行役員の高い独立性と業務執行機能の強化を図ることを目的として、委任型執行役員制度を導入するものです。なお、従来の雇用型執行役員制度は廃止します。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更するものです。

#### (3) 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたため、株主総会の開催方法の選択肢を広げ、株主総会開催リスクを軽減するものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。



(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p>                                                                                                                                                                                              | <p>第1章 総則</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>第1条～第10条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                     | <p>第1条～第10条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                             |
| <p>第11条 (招集)<br/>           当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。<br/>           (新設)</p>                                                                                           | <p>第11条 (招集)<br/>           当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。<br/> <u>② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>                                                          |
| <p>第12条～第13条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                    | <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                            |
| <p><u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</u><br/>           当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。<br/>           (新設)</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>                                                                                                                                                              | <p><u>第14条 (電子提供措置等)</u><br/>           当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/> <u>② 当社は、電子情報措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第15条～第16条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                    | <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                            |
| <p>第17条～第19条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                    | <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p>                                                                                                                                                                          |
| <p>第17条～第19条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                    | <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第20条 (代表取締役および役付取締役)<br/> 取締役会は、その決議によって取締役<br/> (監査等委員である取締役を除く。)の<br/> 中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締<br/> 役会長、取締役社長各1名、取締役副社<br/> 長、専務取締役、常務取締役各若干名を<br/> 定めることができる。<br/> (新設)</p> <p>第21条～第37条 (条文省略)<br/> (新設)<br/> (新設)</p> | <p>第20条 (代表取締役および役付取締役)<br/> 取締役会は、その決議によって取締役<br/> (監査等委員である取締役を除く。)の<br/> 中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締<br/> 役会長、取締役副会長および取締役社長<br/> 各1名を定めることができる。</p> <p><u>第21条 (執行役員)</u><br/> 取締役会は、その決議によって執行役<br/> 員を選定し、業務を分担して執行させる<br/> ことができる。</p> <p>② 取締役会は、執行役員の中から、社長<br/> 執行役員、副社長執行役員、専務執行役<br/> 員、常務執行役員および上席執行役員を<br/> 選定することができる。</p> <p>第22条～第38条 (現行どおり)<br/> 附則</p> |
|                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><u>第1条 (株主総会の招集に関する経過措置)</u><br/> 定款第11条(招集)の変更は、経済産<br/> 業省令・法務省令で定めるところによ<br/> り、当社が実施する完全電子化による株<br/> 主総会が、経済産業省令・法務省令で<br/> 定める要件に該当することについて、経済<br/> 産業大臣および法務大臣の確認を受けた<br/> 日を効力発生日とし、本条は、効力発生<br/> 日経過後、これを削除するものとする。</p>                                                                                                                                                       |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p><u>第2条 (電子提供措置に関する経過措置)</u><br/> <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものです。このうち、榊原陽子氏は監査等委員を任期満了で退任し、社外取締役として改めて選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | にい み つかさ<br>新 美 司<br>(1963年12月20日生) | 1986年8月 当社取締役（非常勤）<br>1987年9月 当社常務取締役<br>1991年8月 当社代表取締役専務<br>1994年7月 当社代表取締役社長（現任）<br>2010年6月 元気寿司株式会社取締役<br>2016年6月 桶狭間フーズ株式会社取締役<br>2017年6月 J B レストラン株式会社取締役<br>2018年7月 株式会社ハートフルワーク取締役 | 270,800株   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | い とう しん いち<br>伊 藤 真 一<br>(1974年 6 月26日生) | 1997年 4 月 当社入社<br>2010年 4 月 営業第一部長<br>2010年 7 月 執行役員営業第一部長<br>2011年 9 月 取締役営業第一部・営業第二<br>部担当 営業第一部長<br>2011年12月 取締役営業第一部・営業第二<br>部・トレーニング部・品質推<br>進部・商品開発部担当<br>商品開発部長<br>2013年 4 月 取締役営業第一部・営業第二<br>部・営業推進部・製造外販<br>部・商品部担当 商品部長<br>2014年10月 取締役商品部担当 商品部長<br>桶狭間フーズ株式会社代表取<br>締役社長<br>2015年 8 月 取締役総務部・経理部・経営<br>管理部担当 総務部長<br>桶狭間フーズ株式会社取締役<br>2016年 2 月 J Bレストラン株式会社取締役<br>2016年 6 月 取締役総務部・経理部・経営<br>管理部担当 総務部長 兼 経営<br>管理部長<br>2017年 4 月 取締役総務部・経理部担当総<br>務部長<br>2017年 8 月 取締役商品部担当商品部長<br>2018年 3 月 取締役商品部・店舗開発部・<br>教育訓練部担当 商品部長<br>2018年 6 月 常務取締役商品部・店舗開発<br>部・教育訓練部担当・商品部長<br>2020年 4 月 常務取締役商品部・店舗開発<br>部・教育訓練部担当<br>2020年 6 月 株式会社ハットリフーズ取締役<br>2022年 4 月 常務取締役商品部・店舗開発<br>部担当(現任) | 27,300株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | いな もと かず ひこ<br>稲 本 和 彦<br>(1962年7月13日生) | 1985年2月 両国食品株式会社（現株式会<br>社グルメ杵屋）入社<br>1999年10月 同社そば事業部東地区第二部<br>部長委嘱<br>2004年6月 元気寿司株式会社監査役<br>2005年4月 株式会社グルメ杵屋そば東カ<br>ンパニー社長委嘱<br>2009年4月 同社そば東部門執行役員<br>2010年4月 同社東日本営業部門執行役員<br>2011年4月 元気寿司株式会社新業態開発<br>担当執行役員<br>2012年4月 株式会社グルメ杵屋営業推進<br>部門執行役員兼店舗開発部長<br>2012年6月 大阪木津市場株式会社取締役<br>2013年4月 株式会社グルメ杵屋商品仕入<br>物流部門執行役員<br>2014年4月 同社うどん・そば部門執行役員<br>2015年10月 同社執行役員待遇<br>株式会社グルメ杵屋レストラン<br>うどん・そば部門担当取締役<br>2017年4月 株式会社銀座田中屋取締役<br>2019年6月 当社社外取締役（現任）<br>2020年4月 株式会社グルメ杵屋レストラン<br>代表取締役社長<br>2021年6月 株式会社グルメ杵屋執行役（現任）<br>2021年6月 株式会社老番亭本部取締役（現任）<br>2021年6月 株式会社雪村取締役（現任）<br>2022年1月 株式会社グルメ杵屋レストラン<br>取締役副社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社グルメ杵屋執行役<br>株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長<br>株式会社老番亭本部取締役<br>株式会社雪村取締役 | —                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | さかき ぼら よう こ<br>榊 原 陽 子<br>(1970年11月15日生) | 1993年9月 全日本空輸株式会社入社<br>2002年12月 榊原陽子社会保険労務士事務所開業<br>2005年2月 有限会社サンシャインコンサルティング取締役(2013年株式会社マザーリーフと合併)<br>2006年9月 株式会社マザーリーフ設立代表取締役(現任)<br>2015年5月 一般社団法人CAネットワーク常務理事(現任)<br>2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2019年5月 さくら社会保険労務士法人代表社員(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社マザーリーフ代表取締役<br>さくら社会保険労務士法人代表社員<br>一般社団法人CAネットワーク常務理事 | 500株           |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榊本和彦氏、榊原陽子氏は、社外取締役候補者です。
3. 榊本和彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって3年です。
4. 榊原陽子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年です。
5. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要について  
 榊本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋の子会社である株式会社グルメ杵屋レストラン取締役副社長の経験等、飲食業全般の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものです。  
 榊原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役およびさくら社会保険労務士法人代表社員であり、社会保険労務士資格を有し、専門的な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役候補者とするものです。
6. 榊本和彦氏および榊原陽子氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任されますと当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を

当該保険契約により填補することとしています。各候補者の選任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

8. 当社は、稲本和彦氏、榊原陽子氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
9. 亀岡巧氏は任期満了で取締役を退任し、本株主総会付議事項である委任型の執行役員に就任予定です。

#### <ご参考>取締役会の構成（本総会終結後の予定）

下記の一覧表は、各自の有する全ての経験を表すものではありません。ご参考までに各取締役候補者に特に期待する分野を2つ、各監査等委員候補者に特に期待する分野を1つ記載しています。各候補者の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」も併せてご覧ください。

|           |        | 各 取 締 役 に 特 に 期 待 す る 分 野 |      |      |            |      |       |             |
|-----------|--------|---------------------------|------|------|------------|------|-------|-------------|
|           |        | 企業経営                      | 事業戦略 | 商品開発 | 営業・マーケティング | 財務会計 | 人事・労務 | 法務<br>リスク管理 |
| 取締役       | 新美 司   | ○                         | ○    |      |            |      |       |             |
|           | 伊藤 真一  |                           | ○    | ○    |            |      |       |             |
|           | 稲本 和彦  |                           | ○    |      | ○          |      |       |             |
|           | 榊原 陽子  | ○                         |      |      |            |      | ○     |             |
| 監査等<br>委員 | 伊藤 眞一郎 | ○                         |      |      |            |      |       |             |
|           | 木村 元泰  |                           |      |      |            | ○    |       |             |
|           | 小泉 有美子 |                           |      |      |            |      |       | ○           |



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となります。このうち、岩瀬余止秀氏は本株主総会の終結の時をもって退任予定です。また、榊原陽子氏は監査等委員を退任し、第2号議案において改めて社外取締役に選任予定です。つきましては、新たに小泉有美子氏を監査等委員である取締役（社外取締役）候補者に加え、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ています。監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 伊藤眞一郎<br>(1946年2月27日生) | 1998年9月 当社入社<br>2000年9月 当社取締役<br>2005年1月 当社常務取締役<br>2008年7月 当社専務取締役<br>2011年9月 当社専務取締役退任<br>2011年9月 当社顧問<br>2012年6月 当社顧問退任<br>2014年6月 当社常勤監査役<br>2016年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）                                                                                                                     | 4,600株     |
| 2     | 木村元泰<br>(1978年12月18日生) | 2003年10月 中央青山監査法人入所<br>2007年6月 公認会計士登録<br>2007年7月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2009年7月 木村元泰会計事務所代表（現任）<br>2009年7月 税理士登録<br>2009年9月 当社監査役<br>2016年5月 富士精工株式会社監査役（現任）<br>2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2021年6月 株式会社グルメ杵屋社外取締役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>木村元泰会計事務所代表<br>株式会社グルメ杵屋社外取締役<br>富士精工株式会社監査役 | 4,000株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                             | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>新任   | こ いずみ ゆみ こ<br>小 泉 有美子<br>(職務上の氏名：<br>草野有美子)<br>(1980年2月11日生) | 2007年12月 弁護士登録<br>織田幸二法律事務所<br>(アソシエイト弁護士)<br>2014年1月 弁護士法人アーヴェル<br>設立・入所 (パートナー<br>弁護士) (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人アーヴェル パートナー<br>弁護士 | 1,000株         |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木村元泰氏および小泉有美子氏は、社外取締役候補者です。
3. 伊藤眞一郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業内容等に精通していることに加え、飲食業に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、職務を適切に遂行できると判断したためです。
4. 木村元泰氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年です。
5. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要  
木村元泰氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。  
小泉有美子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有しており専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、同氏の弁護士登録名は草野有美子です。
6. 伊藤眞一郎氏および木村元泰氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が取締役に選任されますと当該契約と同内容の責任限定契約を継続する予定です。また、小泉有美子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。
7. 当社は、木村元泰氏は名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定届け出ており、小泉有美子氏も同様に同取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

田島清司氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏および小泉有美子氏の補欠としての候補者です。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たじま きよし<br>田島清司<br>(1951年9月6日生)  | 1974年4月 株式会社十六銀行入行<br>2002年6月 十六ビジネスサービス株式会社常務取締役(出向)<br>2006年1月 社団法人岐阜県経済同友会専務理事事務局長(転籍)<br>2009年6月 株式会社桜井グラフィックシステムズ工場総務部長(転籍)<br>2012年4月 同社専務取締役生産技術本部長(工場長)兼管理部長兼中部営業所長<br>2013年6月 富士変速機株式会社パーキング事業部参事(転籍)<br>2014年7月 同社業務部長<br>2017年3月 同社管理部参事<br>2019年4月 同社管理部部長補佐<br>2020年2月 当社入社 人事部・総務部・経理部担当役員付部長(現任) | —          |
| 2     | はな い つとむ<br>花井勉<br>(1959年4月10日生) | 1983年4月 大和証券株式会社入社<br>1996年4月 中小企業診断士登録<br>1998年4月 有限会社プロップ設立代表取締役<br>2000年12月 J R C A品質マネジメントシステム主任審査員登録<br>2009年12月 株式会社プロップ代表取締役(現任)                                                                                                                                                                         | —          |

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものです。
4. 田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

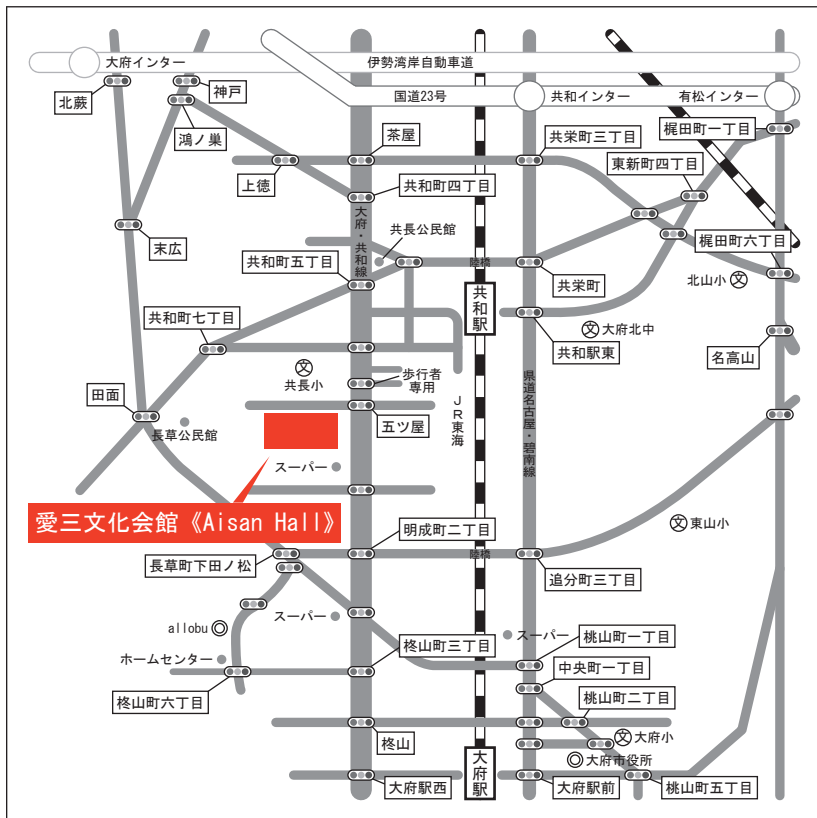
-----

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：大府市勤労文化会館（愛三文化会館）1階くちなしホール  
愛知県大府市明成町一丁目330番地  
TEL 0562-48-6151



交通 ●東海道本線「共和駅」下車、西口より南西方向に約800m 徒歩約10分  
(特別快速・新快速は、共和駅には停車しませんのでご注意ください。)

お車 ●国道23号線（名四国道）共和出口から南方向へ直進し、共栄町交差点を右折、共和町五丁目交差点を左折約650m先右側